

第2部 次期神戸市障がい者保健福祉計画

第1章 基本理念・基本目標（骨子案）

1. 基本理念

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、安心して暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなでつくります。

2. 基本目標

◆基本的人権・自己決定権の尊重

全ての人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現をめざします。

また、障がいのある人が、福祉サービスや住まい、医療を含め、自分の生活を自らの意思で選択することができるよう支援し、障がいのある人の意思決定を尊重しながら取り組みを進めます。

◆高齢化や重度化などへの対応

障がいのある人の高齢化や重度化が進むなか、地域のなかで安心して住み続けていくためには、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。そのため、身近な地域に住まいが確保され、地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスを受けることができる、高齢化や重度化、「親なき後」を見据えた暮らしを支援します。

◆地域包括支援体制の構築

障がいのある人をはじめ、さまざまな困難を抱える人が、地域のなかで安心して住み続けられるようにするためには、障がい・高齢者・子どもといった分野を超えて関係機関で協力し、取り組みを進めていく必要があります。

誰もが身近な地域に住むことができ、地域において一人ひとりの状況に応じたさまざまな福祉や医療サービスを一体的に受けられ、安心して地域で暮らし続けられる体制をつくります。

◆社会的障壁の除去・障がいのある人の活躍

差別解消や権利擁護、啓発活動の推進をすることや、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れることで、障がいのある人が生活や社会参加をするにあたっての社会的障壁を取り除き、障がいのある人もない人も自分らしく、ともに学び、働き、暮らすことができ、個人の能力や適性に応じて活躍できる社会をつくります。

第2部 神戸市障がい者保健福祉計画

第2章 実現に向けた施策（骨子案）

1. 生活支援サービスの充実

<施策項目>

- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 各種サービスの充実
- ・ 障がい福祉サービス事業所への指導監査・質の向上
- ・ 障がい者医療の充実
- ・ 多様化するニーズへの適切な対応
- ・ 介護離職の防止
- ・ 高齢期を迎える障害者への支援（介護保険との連携など）

2. 地域移行・地域生活のための支援

<施策項目>

- ・ 施設入所者の地域移行
- ・ 長期入院の精神障がいのある人の地域移行
- ・ 地域移行を支えるサービス基盤の確立
- ・ 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築
- ・ 災害時の対応・感染症対策
- ・ 住まいの確保支援

3. 障がいのある子どもへの対応

<施策項目>

- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 就学前の支援体制の充実
- ・ 就学後の支援体制の充実
- ・ 重度の障がい・医療的ケアの必要な子どもへの対応
- ・ 家族に対する支援
- ・ 関係機関の連携と切れ目のない支援

4. 就労に向けた支援

<施策項目>

- ・ 一般就労に向けた支援・定着支援
- ・ 福祉的就労の促進
- ・ 多様な働く機会の確保
- ・ 就労移行支援事業所などの支援技術の連携・向上

5. 社会参加への機会促進

<施策項目>

- ・ スポーツ・文化芸術活動などの促進
- ・ 地域での交流促進・居場所づくり
- ・ 情報アクセス・コミュニケーションの保障
- ・ 外出のための支援
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくり

6. 権利擁護・差別の解消

<施策項目>

- ・ 啓発
- ・ 障がいのある人への差別解消
- ・ 障がいのある人への虐待防止
- ・ 成年後見制度などの利用促進
- ・ 選挙における障がいのある人への配慮
- ・ 消費者としての障がいのある人への配慮

7. 人材の確保・育成、資源の確保

<施策項目>

- ・ 介護人材の確保
- ・ 職員研修の充実
- ・ 地域での担い手の育成
- ・ 介護保険と障がい福祉サービスの知識を併せ持つ人材の育成

8. 包括的支援体制の構築

<施策項目>

- ・ 相談支援体制の強化・見直し
- ・ 支援体制の包括
- ・ 情報の発信・共有
- ・ DX 化の推進